

## 国民健康保険税の遡及賦課一部誤りについて

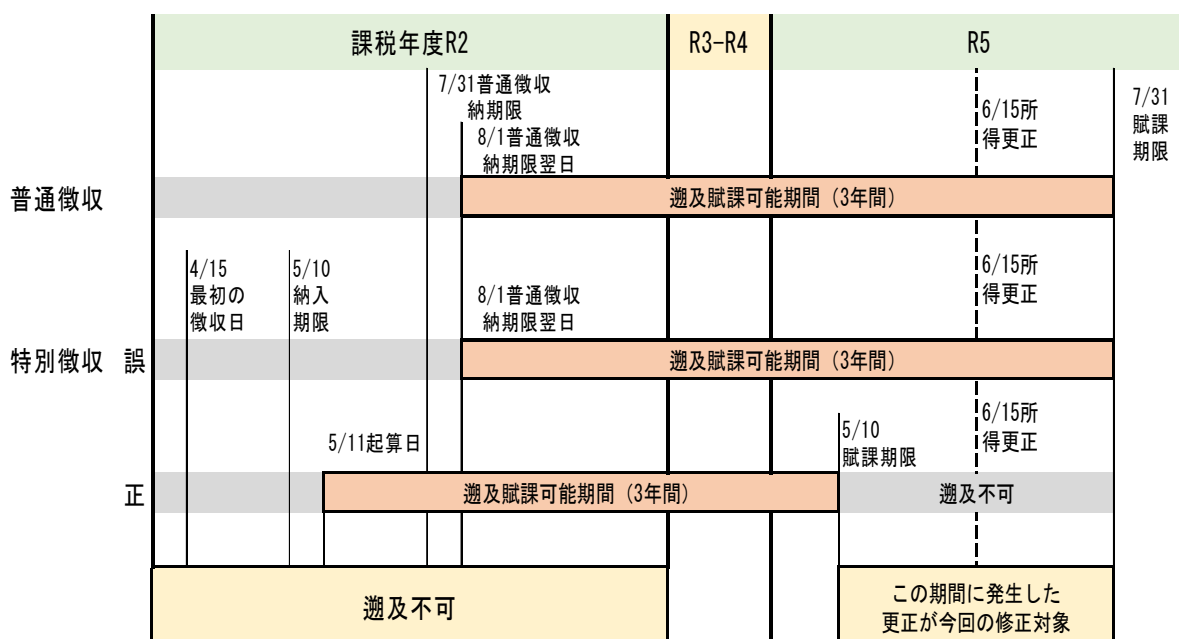
### 1 発生事案の概要

国民健康保険税について遡及賦課変更する場合は、当該年度の「最初の納期限」の翌日を起算日とすることとされている。

普通徴収については第1期の納期限である7月31日の翌日、特別徴収については1回目の納入期限である5月10日の翌日を起算日としなければならなかったものであるが、本市ではどちらも7月31日の翌日と解釈していた。

これにより、特別徴収の方法で国民健康保険税を納付している世帯の加入者等について、過去に遡って所得更正等が行われた場合、一部について、期間制限の3年を超えて賦課変更が行われていたものである。

この起算日について、令和5年11月15日の国からの連絡により、平成27年1月14日付け厚生労働省保険局高齢者医療課発出の事務連絡「後期高齢者医療の保険料における賦課権の期間制限の起算日について」で示された後期高齢者医療保険料の遡及賦課の起算日の解釈と、国民健康保険税の遡及賦課の起算日の解釈は同様であるという見解が示されたことから、本市の解釈の誤りが判明したものである。



## 2 原因

法律の解釈の誤りに気づかなかつたため

## 3 対象期間および対象保険税

### (1) 対象期間

平成27年度分から令和2年度分までの国民健康保険税  
(平成30年度から令和5年度までの遡及賦課処理分)

### (2) 対象保険税

対象件数 14件

対象税額 450,400円

## 4 今後の対応

過大徴収した世帯に対し、速やかにお詫び文を送付し、過大徴収分の返還手続を進める。

## 5 再発防止策

法改正やシステム改修の際は、複数の職員で内容を検討し、疑義が生じた場合は、国、県その他関係機関に照会するなど、確認作業を徹底する。